第1回定例会 議案第21号

安芸高田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

安芸高田市立学校施設使用料条例(平成16年条例第181号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | |
|--|--|--|
| (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第238条の4第7項</u> の | (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第238条の4第4項</u> の 規定に基づき市立学校の施設の使用を許可した場合において、当該許可 | |
| な事項を定めるものとする。 | な事項を定めるものとする。 | |

第2条から第5条まで (略)

別表(第2条、第3条関係)

(1) 教室及びその他の施設

(表は省略)

(2) 小中学校屋外運動場

(表は省略)

(3) 小中学校屋内運動場(柔剣道場を含む)

| 使用区分 | 単位 | アリーナ使用料 | 照明設備使用料 | 冷暖房使用料 |
|------|--------|---------|---------|--------|
| 半面 | 1時間当たり | 200円 | 400円 | 1,000円 |
| 全面 | | 400円 | 680円 | |

備考 1時間に満たない時間は、1時間とする。

第2条から第5条まで (略)

別表(第2条、第3条関係)

(1) 教室及びその他の施設

(表は省略)

(2) 小中学校屋外運動場

(表は省略)

(3) 小中学校屋内運動場(柔剣道場を含む)

| 使用区分 | 単位 | アリーナ使用料 | 照明設備使用料 |
|------|--------|---------|---------|
| 半面 | 1時間当たり | 200円 | 400円 |
| 全面 | | 400円 | 680円 |

備考 1時間に満たない時間は、1時間とする。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。